

岩泉町公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託  
特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は、岩泉町（以下「発注者」という。）が受注者に委託する岩泉町公共施設への再生可能エネルギー導入調査業務（以下「本業務」という。）について適用する。受注者は、本業務の履行に当たっては、本特記仕様書のほか、関連法令等を遵守し、本特記仕様書に定めのない事項については、岩手県県土整備部「設計業務等共通仕様書」によるものとする。

2 準拠法令等

本業務の受注者は、本特記仕様書によるほか、次に掲げる法令等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- (2) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）
- (3) 地球温暖化対策計画 環境省令和3年10月
- (4) 気候変動適応計画 令和3年10月2日閣議決定
- (5) 長期低炭素ビジョン 環境省平成29年3月
- (6) 第6次エネルギー基本計画 経済産業省令和3年10月
- (7) 岩手県環境基本計画 令和3年3月
- (8) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画 令和3年3月
- (9) 岩泉町未来づくりプラン（岩泉町総合計画） 令和2年3月
- (10) 第4次岩泉町環境基本計画 令和5年3月
- (11) 岩泉町環境基本条例（平成14年岩泉町条例第19号）
- (12) 岩泉町再生可能エネルギー推進計画 令和6年3月
- (13) 岩泉町地球温暖化防止等実行計画 令和2年3月
- (14) その他関係法令、諸規則、通達等

3 本業務の目的

本町では、令和5年度に「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」を策定しており、令和6年度から令和12年度にかけてマイナスカーボンの拡大に向けて取組を推進している。

本業務は、上記の目標達成に向けて、本町の豊富な地域資源を網羅的に調査し、特に今後の事業化を見据えた公共施設や公有地に対する太陽光発電の導入による地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や事業採算性の検討を行い、併せて小水力発電導入可能性調査を行うことで、今後の脱炭素施策の基礎資料とすることを目的とする。

#### 4 対象地域

岩泉町が保有する公共施設及び当該施設に付随する公有地（別紙施設リストを参考に調査対象施設を選定する。）

小水力導入可能性調査の対象地域は、岩泉町全域とする。

#### 5 本業務の期間

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和7年1月10日までとする。

#### 6 本業務の内容

##### (1) 考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討

###### ア 町有施設等の情報収集・整理

本町の計画（第4次岩泉町環境基本計画、岩泉町再生可能エネルギー推進計画等）を理解した上で、再エネポテンシャル調査の際に考慮すべき地域特性、環境特性等を整理するものとする。また、太陽光発電設備の設置対象となる公共施設・公有地を抽出するための調査手法の検討に必要な条件等の詳細情報を収集し、整理するものとする。

###### イ 対象施設等の絞り込み

アにて整理した情報から、調査対象とする建築物の規模、構造、施設配置、周辺状況等の情報から、必要な条件を精査し、太陽光発電の設置検討対象とする建築物や空きスペース等を絞り込むものとする。

##### (2) 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

前号のイにて精査した施設について、現在の状況を整理し、航空写真等を用いて、設置候補エリアを抽出し、負荷及び規模等を整理するものとする。

##### (3) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

###### ア 発電量・導入可能量の検討

対象施設・公有地について、想定する設置場所の条件を踏まえて、太陽光発電の出力と年間、月別、季節毎の時間別の発電量を推計するものとする。

また、電力需給分析等を実施し、施設単位の発電量、導入可能量等を算定し、費用対効果等を整理するものとする。

###### イ 設置位置及び設置方法等の検討

前条の費用対効果等を考慮し2030年までに優先的に導入する施設・公有地（20施設以上）を選定するものとする。必要に応じて現地調査（立ち入り又は概査等）を実施し、導入に当たっての防水工事や積載荷重等設置上の課題等条件を整理し、個票に取りまとめるものとする。

また、施設の電力使用量や蓄電池の導入等を考慮したシミュレーションを実施し、図面等を作成するものとする。

(4) 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討

ア 再エネ導入手法の検討

前号にて抽出した対象施設への再生可能エネルギーの導入手法について、PPA等の活用事例を収集し、実現可能性を踏まえ整理した上で、今後の検討資料として整備するものとする。

イ 事業性の検討

公共施設への再生可能エネルギーの導入に当たり、導入設備・システム及び運用に係る経費を整理し、事業性について検討するものとする。

ウ 設置優先度の検討

抽出した対象施設について、実現可能性に基づき、設置優先度を検討するものとする。

エ 導入効果の検討

これまでの調査結果等を踏まえて、温室効果ガス排出削減量等の数値を算定し、導入のメリット・デメリットを整理し、地域の経済・社会にもたらす効果について検討するものとする。

オ 太陽光発電の導入ロードマップ（案）の検討

再生可能エネルギーの導入規模、事業性、利用可能な補助事業のスケジュール等を踏まえ、再生可能エネルギーの導入ロードマップ（案）を検討するものとする。

(5) 小水力発電の導入可能性調査

町内の小水力発電導入可能性調査を実施する。調査対象箇所は机上調査により選定し、発電量や導入可能量の検討をするものとする。検討結果を踏まえ現地調査を実施し、事業性の評価等を行い、個票に取りまとめるものとする。

7 成果品

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| (1) 報告書（A4版ファイル綴じ）       | 正副各1部 |
| (2) 電子データ（調査時の写真データ等を含む） | 1式    |
| (3) 打合せ記録                | 1式    |

8 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり必要な関連図書及び関係資料等で提供可能なものについて無償で貸与するものとする。
- (2) 受注者は、責任を持って貸与された資料を管理し、本業務完了後は速や

かに返却するものとする。

- (3) 受注者は、契約締結後速やかに業務内容や工程、体制等を示した業務計画書を提出するものとする。なお、業務計画書の書式は任意様式とする。
- (4) 業務打合せは、必要に応じて開催するものとし、業務着手時及び完了時、業務の区切りの打合せには管理技術者が立ち会うものとする。また、業務打合せ後は、速やかに打合せ記録簿を作成するものとする。
- (5) 受注者は、本業務終了後、業務完了報告書、本仕様書に定める成果品を速やかに発注者へ提出しなければならない。

## 9 留意事項

本業務は、環境省補助事業である「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用しており、業務内容の実施、成果品については、当該補助金の交付規程及び実施要領等に示された内容を遵守すること。

また、本業務に係る書類は、事業完了後概ね5年間保存し、会計検査院による実地検査が行われる場合は、協力すること。